

地域計画書【取組個票】

個票番号	5
取組の名称	緑肥作物の作付拡大支援
取組の目的	化学肥料の2割低減に向けた取組の定着のため、緑肥作物の種子の購入費を支援することを通じて、緑肥作物の作付面積の拡大を図る。
取組内容	<p>種子の販売を行う事業者が、緑肥作物の種子（以下「対象種子」という。）を地域の農業者に販売した場合、その販売量に応じて、販売額の一部を支援する。</p> <p>[要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象種子は、令和6年1月末日までに売買契約を締結した又は締結することが確実なものであって、同年3月末日までに納品するものに限る。</li> <li>・交付の条件は別紙に定めるとおりとする。</li> </ul>
交付対象者	対象種子の販売を行う事業者
交付単価	対象種子の販売価格の1/2以内
取組実績の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象種子の売買契約を締結したこと又は締結することが確実なこと、地域の農業者ごとの対象種子の販売数量、契約日、納品日、販売額が確認できる書類（注文書、領収書又は請求書等）</li> <li>・対象種子の販売価格及び農業者の負担額の適正性を確認できる書類等</li> </ul>

- (注) 1 交付対象者について、取組の目的に寄与することが明らかでない場合にあっては、「取組内容」欄に記入するか、別紙としてこれが明らかになるよう交付の条件等を付すこと。
- 2 交付単価について、その設定根拠に用いたデータを添付するとともに、化学肥料の使用量の低減に向けた取組の実施に際して、通常取組又は従前の取組のいずれかと比べて掛かり増しとなる経費の2分の1に相当する額以下であることがわかる書類を添付すること。

(別紙)

## 「緑肥作物の作付拡大」における交付の条件

個人番号6の「緑肥作物の作付拡大」において、種子の販売を行う事業者（以下「対象事業者」という。）を交付対象者とする場合は、次に掲げる1及び2の条件を満たさなければならない。

### 1 種子の販売価格

種子の販売価格は、次に掲げる条件のいずれかを満たすものであること。

(1) 種子の販売事業者が、本要領の施行日時点で設定していた額以下であることを証明できること。

(2) 地域内で販売されている同様の種子の価格と比較して、同等の販売価格以下であることを証明できること。ただし、同様の種子が地域内で販売されていない場合は、近隣地域で販売されている価格と比較するものとする。

### 2 農業者が負担する金額

種子の購入代金を支払う際に農業者が負担する金額が、1の条件を満たす代金から本交付額を控除した金額以下であることを、領収書又は請求書で確認できること。

(以上)